

第14回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

平成24年 8月22日(水) 15時30分～16時30分

2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

3 出席者

- (1) 委員 … 福井委員長、近藤委員、坂西委員、山城委員、和田委員(5名全員出席)
(委員の半数以上が出席しているため、設置要綱第7条第1項の定足数を満たしている。)
- (2) 事務局 … 田中会計局長、会計局総務課 榎原課長、中西課長補佐、古川係長、藤田主査

4 議事等 (質疑応答については6議事等概要に記載)

- (1) 委員長の選出について
- (2) 最近の特定調達契約制度の動向について
- (3) 本県特定調達契約の状況について

※会議資料一覧

- ・資料1 ①～③ 本委員会等の公開に関する資料
- ・資料2 ①～④ 最近の特定調達契約制度の動向に関する資料
- ・資料3 ①～③ 本県特定調達契約の状況に関する資料

5 公開・非公開の別

公開 (傍聴者 0人)

6 議事等概要

- (1) 委員会録音の了承
- (2) 会議成立の報告
- (3) 議 事

①委員長の選出について

山城委員が「県庁近くに事務所を持っておられ事務局との連絡もとりやすいので、福井委員に委員長をお引き受けいただくのが良い」と福井委員を推薦
→全員の同意により福井委員を委員長に選任した。

- 委員長に事故あるときの職務代理の指名 → 委員長が近藤委員を指名
- 議事録署名委員の指名 → 委員長が近藤委員を指名（50音順）

②最近の特定調達契約制度の動向について 資料2

③本県特定調達契約の状況について 資料3

議事②、③について、事務局から資料に基づき一括説明後、委員からの質疑が行われた。

〔質疑応答の概要〕

和田委員： 他県の苦情申立状況で今回、滋賀県と岩手県も却下されているが、これは苦情申立を受理していることになるのか。それとも受理されず却下されているのか。

事務局： 相手方から苦情申立を受け取って、7日以内に委員会で検討すべきものと判断した場合、受理と言っており、資料記載の案件のほとんどが受理されず却下されていると思われる。また、申立の受理及び却下は委員長の専決事項でもある。

福井委員長： どういう申立であれば却下されず検討することになるのか。典型的な例はあるのか。

事務局： 例がなく想像の範囲であるが、国外の者に差をつけてはいけないのに、仕様に国際的な差をつけたとか、入札参加資格に制限を加えられた場合が該当すると思われる。国の苦情申立状況について、総務省（国際室）に問い合わせ、調べておく。

和田委員： 国は万全を期しているでしょうから、例はほとんどないと思うが。

福井委員長： 受理してから10日以内に検討しなければいけないというのは、厳しい日程であり、何か形式的なものにも見える。審査基準はあるのか。

事務局： 特に基準はなく、この場で吟味してもらうことになる。

福井委員長： 入札への申込をしたのに、別のA社と随意契約が行われていた場合、苦情申立できるか。

和田委員： 随意契約の理由が問題。違反しているのであれば受理されるはず。

近藤委員： 随意契約の実績が数件あるが、これは公表されているのか。

事務局： ルールであり、随意契約も公表しなければならない。

福井委員長： 県外の者と随意契約することもあるのか。

事務局： あり得る。

近藤委員： 随意契約する場合、理由は何になるのか。

事務局： 通常、政令第10条第1項の1号又は2号で相手方を特定しているか、地方自治法施行令第167条の2第1項の8号に基づき不落随契を締結しているかである。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成24年 9月24日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井 英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

近藤 末子

